

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年2月16日付けで行った公文書部分開示決定について、別表に記載した情報を不開示としたことは妥当とはいえず開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年2月9日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - 「1. 平成〇〇年に変更された宗教法人〇〇〇規則（新）
 2. 平成〇〇年に変更される前の宗教法人〇〇〇規則（旧）
 3. 宗教法人〇〇〇規則の変更を申請した際の申請書と添付書類」
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「宗教法人〇〇〇（〇〇市〇〇〇〇〇〇〇）の昭和〇〇年〇月〇〇日付け規則認証に係る法人規則」（以下「本件対象文書ア」という。）、「同法人の平成〇〇年〇月〇〇日付け規則変更認証に係る法人規則」（以下「本件対象文書イ」という。）及び「同法人の平成〇〇年〇月〇〇日付け規則変更認証に係る申請書及び添付書類」（以下申請書を「本件対象文書ウ」、添付書類を「本件対象文書エ」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成30年2月16日付けで、次の①～③の部分を不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
 - ① 個人の印影及び設立代表者以外の氏名（条例第10条第1号に該当するため不開示）
 - ② 法人の印影（条例第10条第2号に該当するため不開示）

- ③ 規則変更認証申請の添付書類のうち、「変更しようとする事項を示す書類」、「新規則全文」及び「法人の登記事項証明書」以外の書類（条例第10条第2号に該当するため不開示）
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、平成30年3月26日付けで、不開示とした部分に係る決定の取消しを求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、平成30年7月10日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成30年7月26日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成30年11月2日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不開示とした部分に係る決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

埼玉県は、規則変更を認証した理由は、形式が整い、かつ包括宗教法人が認めているからであると説明された。しかしながら、宗教法人〇〇〇の地元の檀徒は誰も規則変更について知らされていなかった。

文化庁の「宗教法人運営のガイドブック<管理運営編6>」に示されているとおり、規則変更には2段階の手続が大前提であって、まず第1段階として内部での合意が必要であることを明記している。本件に関する変更手続では、まさにこの点が欠落している。いかなる虚偽を重ねて書類の形式だけを整えれば、所轄庁が規則変更を認証するに至ることになるのかを知りたい。

本件処分により、審査請求人は、責任役員・総代らの書類上の氏名や責任役員会存在の有無などがわからずじまいである。

(3) 反論書の趣旨

本件処分のうち、前記2(3)③の非開示の理由については失当と考えるので、当該書類の開示を求めるものである。

県は前記2(3)③の非開示の理由として、「宗教法人が認証申請の添付書類として提出する書類は、一般に公開されず、宗教行為に関連する情報が含まれており、宗教法人の『信教の自由』とも密接に関係する情報であることから、開示することにより当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため」と示している。

しかし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の趣旨は「一般に公開されない情報の開示を求める権利を保障するための制度」であり、単に「一般に公開されない」といった理由は、非開示の理由にはなり得ない。

また、審査請求人は、宗教法人規則の変更が認証されるに当たり、適正に審査が行なわれたのか否かを確認するために、「どのような種類の添付書類がなされたのか」を把握したいのであるから、もし仮に、当該添付書類の文面に「開示されることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがある内容が記載されていた」のであれば、その部分を黒塗りにして開示すれば良いだけのことである。それを、敢えて書類の存在自体を非開示にする行為には理由がなく、失当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 宗教法人規則変更認証の手続について

宗教法人規則の変更に関する事務については、宗教法人にあっては宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第26条及び第27条に基づき行い、所轄庁にあっては法第28条及び平成16年2月19日付け文化庁次長通知「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（以下「文化庁次長通知」という。）の第3に基づき認証することとなっている。

法第28条では、規則の変更の認証に当たって審査すべき要件として次の2点を

定めている。

ア その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

イ その変更の手續が、法第26条の規定に従ってなされていること。

文化庁次長通知では、規則の変更の認証申請に関する書類として所轄庁に提出すべき書類を次のとおり定めている。

ア 認証申請書

イ 変更しようとする事項を示す書類

ウ 添付書類（規則の変更の決定について規則で定める手續を経たことを証する書類）

埼玉県は、宗教法人の規則の認証に当たっては、法第28条に定める審査の要件について、文化庁次長通知で定める書類により審査している。

また、提出された書類について、その証明している事実の存否に疑いのあるものをその疑いを解明しないまま認証することはなく、審査請求人が主張するように虚偽を重ねて書類の形式だけを整えれば規則変更が認証されるということはない。

(2) 本件処分の不開示理由について

ア 個人の印影及び設立代表者以外の氏名について

個人の印影及び設立代表者以外の氏名は、個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するため、不開示とした判断は妥当である。

イ 法人の印影について

法人の印影は、認証的機能を有するものであり、公にした場合、当該法人の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある。よって、法人の対外活動において重要な意義を有するものであって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした判断は妥当である。

ウ 規則変更認証申請の添付書類のうち、「変更しようとする事項を示す書類」、

「新規則全文」及び「法人の登記事項証明書」以外の書類について

これらの書類は、規則の変更認証申請の添付書類として提出され、法及び当該宗教法人の規則で定める手続を経たことを県が確認するための書類として、提出されたものである。これらの書類は、一般に公開されず、宗教行為に関連する情報が含まれており、宗教法人の「信教の自由」とも密接に関係する情報であって、これらが一般に知られることになると、当該宗教法人の管理運営に何ら関わりを有しない第三者により、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など自由な宗教活動を妨害するための材料、又は宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料等として使われ、当該宗教法人及びその関係者の信教の自由、及び宗教上の結社の自由が害されるおそれがあることから、条例第10条第2号に該当するため、不開示とした判断は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

宗教団体が宗教法人を設立しようとする場合には、法第12条第1項に規定する事項を記載した規則を作成し、所轄庁の認証を受けなければならない。本件対象文書アは、宗教法人〇〇〇が法第12条の規定に基づき作成し、所轄庁である実施機関に提出した当該宗教法人の規則である。

また、法第26条第1項において、宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならないと規定されている。さらに、法第27条では、規則の変更の認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類二通に、規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類を添えて、所轄庁に提出し、認証を申請しなければならないと規定されている。

本件対象文書ウ及びエは、法第27条に基づき、宗教法人〇〇〇が規則変更の認証を申請した際に、実施機関に提出した申請書及び添付書類である。また、本件対

象文書イは、上記申請に対し、平成〇〇年〇月〇〇日付けで実施機関が認証した変更後の規則である。

(2) 本件不開示情報について

本件審査請求に係る不開示情報は、前記2(3)の①～③であるが、審査請求人は③の不開示理由が失当である旨、主張しているため、以下③の情報について、条例第10条第2号の該当性について検討する。

(3) 前記2(3)③の条例第10条第2号の該当性について

条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体(・・略・・)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には、法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利(信教の自由、集会・結社の自由等)の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

前記2(3)③は、本件対象文書ウに記載された関係書類(本件対象文書エ)のうち、「2規則変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類」の上段に記載された書類(以下「a」という。)及び下段に記載された書類(以下「b」という。)と、「3その他」として「(2)新規則全文(2部)」の上段に記載された書類(以下「c」という。)及び「(4)法人の登記簿謄本」の上段に記載された書類(以下「d」という。)である。

実施機関は、これらの書類は、規則の変更認証申請の添付書類であるが、法及び当該宗教法人の規則で定める手続を経たことを県が確認するための書類として、提出されたものであり、宗教行為に関連する情報が含まれており、宗教法人の「信教の自由」とも密接に関係する情報であるとする。そして、これらが一般に知られる

ことになると、当該宗教法人の管理運営に何ら関わりを有しない第三者により、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など自由な宗教活動を妨害するための材料、又は宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料等として使われ、当該宗教法人及びその関係者の信教の自由、及び宗教上の結社の自由が害されるおそれがあることから、条例第10条第2号に該当するとし、書類名を含め全部不開示とした。

一方で、実施機関は、埼玉県ホームページ（以下「ホームページ」という。）において、宗教法人の規則変更認証申請書の様式と申請に必要な添付書類名を掲載しており、ホームページや既に開示されている当該宗教法人の規則から、規則の変更認証申請に必要な添付書類は容易に推定できるものと認められる。

ア 本件対象文書ウについて

当審査会において、本件対象文書ウを見分したところ、ホームページに掲載されている規則変更認証申請書の様式に従って、認証申請に必要な添付書類名が記載されており、前述のとおり容易に推定できるものと認められ、当該宗教法人の内部情報とまではいえないと考えられることから、当該添付書類名を公にしても、当該宗教法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。よって、本件対象文書ウに記載された添付書類のうち、「変更しようとする事項を示す書類」、「新規規則全文」及び「法人の登記事項証明書」以外の書類 a～d の書類名は、条例第10条第2号に該当せず開示すべきである。

イ 本件対象文書エについて

当審査会において本件対象文書エを見分したところ、本件対象文書ウに添付書類として書類名が記載されている書類であり、「変更しようとする事項を示す書類」、「新規規則全文」及び「法人の登記事項証明書」以外の書類 a～d は全部不開示とされている。しかしながら、全部不開示とされた添付書類 a～d の各標題部分については、上記アと同様の理由により、条例第10条第2号には該当せず開示すべきである。

実施機関は、添付書類の中で写しを提出するものについては、各書類の余白に、当該書類の写しが原本と相違ないことを証明する「原本証明」を記載するよう、ホームページで案内している。行政機関に提出する書類の写しに「原本証明」を記載することによってその書類を有効なものとする行為は、通常行なわれる行為であって、「原本証明」が記載されているということを公にしても、当該宗教法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

また、上記以外の別表に掲げる、宗教法人の所在地、宗教法人名、代表役員という肩書等の部分については、既に開示されている申請書や当該宗教法人の規則、登記事項証明書などの他の書類から容易に推測できる内容であり、これらを公にしても当該宗教法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

よって、別表に掲げる部分は、条例第10条第2号に該当せず、開示すべきである。しかし、別表に掲げる部分以外の部分については、当該宗教法人の内部情報であり、宗教法人の「信教の自由」とも密接に関係する情報であるとする実施機関の説明は首肯できるので、これを公にした場合、当該宗教法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第10条第2号に該当し、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) その他

ア 前記2(3)①の条例第10条第1号の該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、

又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

条例第10条第1号に定める「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項に関する事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

本件処分において実施機関が不開示とした「個人の印影」及び「設立代表者以外の氏名」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、例外的開示情報であるただし書イ、ロ及びハには該当しないと認められるため、条例第10条第1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 前記2（3）②の条例第10条第2号の該当性について

本件処分において実施機関が不開示とした「法人の代表者の印影」については、契約締結や各種届出等において使用されるなど、法人の対外活動において重要な意義を有するものである。これらを公にすることにより、書類の作成等に悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 条例第12条の該当性について

審査請求人は、平成30年11月2日に行われた口頭意見陳述において、条例第12条に規定する公益上の理由による裁量的開示の該当性について主張した。

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第10条第7号に該当する情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

ここで、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第10条第1号か

ら第6号までの不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。条例第10条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第10条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、実施機関の裁量において開示することができるとするものである。

しかし、審査請求人の主張には具体的な公益上の必要性は認められず、当該宗教法人や関係者の信教の自由及び宗教上の結社の自由等を保護する利益に優越するような公益上特に必要がある場合とは認められないため、条例第12条を適用する余地はない。

エ 審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大谷 基道、小林 玲子、西村 弥

審議の経過

年 月 日	内 容
平成30年 7月10日	諮問（諮問第315号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成30年 7月26日	実施機関から意見聴取及び審議（第一部会第129回審査会）
平成30年11月 2日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議（第一部会第131回審査会）

平成30年11月29日	審議（第一部会第132回審査会）
平成30年12月27日	審議（第一部会第133回審査会）
平成31年 1月31日	審議（第一部会第134回審査会）
平成31年 2月28日	審議（第一部会第135回審査会）
平成31年 3月12日	答申

別表（開示すべき部分）

本件対象文書		開示すべき部分
ウ		添付書類a～dの書類名
エ	a	1枚目中、標題部分、原本証明が記載されている部分（代表役員の印影を除く）
	b	1枚目中、標題部分、宗教法人の所在地、宗教法人名、代表役員という肩書、原本証明が記載されている部分（代表役員の印影を除く）
	c	1枚目中、標題部分、提出年月日、提出先宛名、提出者を特定するための情報（宗教法人の所在地、宗教法人名、代表役員肩書、代表役員氏名）
	d	代表役員の印影及び生年月日を除く、全て（標題部分を含む）